

第18回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年9月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



開催場所

東京都港区芝四丁目1番23号
三田NNビル地下1階
三田NNホール&スペース
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

■第18回定時株主総会招集ご通知

■株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件

■事業報告

■連結計算書類

■計算書類

■監査報告書

株式会社ウイルプラスホールディングス

証券コード：3538

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、第18回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当事業年度は前期に続き新たに2件のM&Aを実現いたしました。まず2024年7月に「Stellantisジャパン販売株式会社」の全株式を取得し、プジョー・シトロエン・DSの新規3ブランドの取扱いを開始いたしました。また、2024年12月には「ウイルプラスオリオン株式会社」が当社グループに加わったことにより、九州エリアにおけるボルボディーラーの店舗シェアは80%に拡大いたしました。さらに、新規ブランドHyundaiの取扱いを開始するなど、当社グループは着実に成長の基盤を拡大しております。

一方、当社グループの仲間になったばかりの社員も多く、まだ発展途上です。これまで培ってきた経験と新たな仲間の力を掛け合わせ、グループ全体で更なる飛躍を目指してまいります。

当社は2022年8月に「企業価値向上と社会的価値の向上の両立」を掲げ、中長期戦略を発表してから3年が経過いたしました。この間、M&Aを5件実施し、店舗数は44店舗（+13店舗）、ブランド数も17ブランド（+5ブランド）へと拡大。中古車輸出事業も開始し、売上高は88,614百万円（+40,869百万円）に達しました。

サステナビリティの分野でも、2022年度比GHG排出量を半減、再生可能エネルギー導入率100%という目標を早期に達成。環境開示の国際NGOから3年連続業界トップクラスの評価を獲得するなど、確かな成果を上げております。

前期業績は、過去10年で最低水準の新車市場環境に直面し、厳しい結果となりましたが、足元では回復の兆しが見えております。外部環境が好転する今こそ、当社が積み重ねてきた取り組みが実を結びと確信しております。引き続き挑戦を続け、成長を加速させてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2025年9月

代表取締役社長 成瀬 隆幸

(証券コード 3538)
2025年9月10日
(電子提供措置の開始日2025年9月3日)

株 主 各 位

東 京 都 港 区 芝 五 丁 目 13 番 15 号
株式会社ウイルプラスホールディングス
代表取締役社長 成 瀬 隆 章

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.willplus.co.jp>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ウイルプラスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3538」をご入力して検索いただき、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り書面又はインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使方法のご案内」に従って、2025年9月24日(水曜日)午後6時45分までに議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月25日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)

2. 場 所 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階

三田NNホール&スペース

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第18期(2024年7月1日から2025年6月30日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第18期(2024年7月1日から2025年6月30日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2025年9月25日(木曜日)午前10時 (受付開始 午前9時30分)

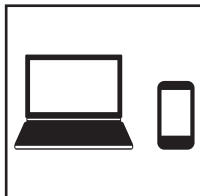
2. 書面で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

日 時 2025年9月24日(水曜日)午後6時45分必着

3. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

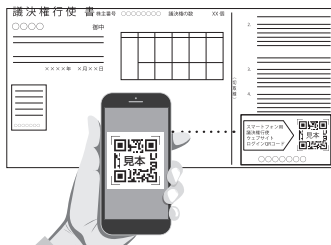
日 時 2025年9月24日(水曜日)午後6時45分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

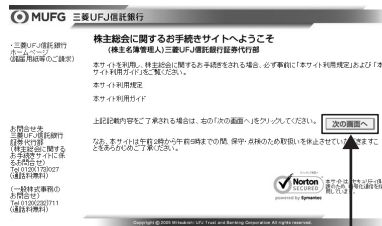


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

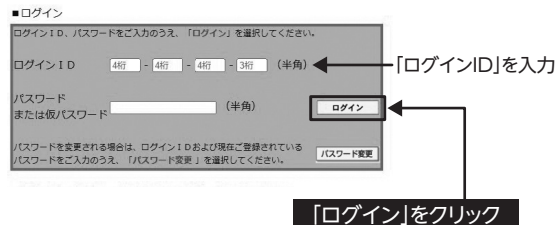


「次の画面へ」をクリック

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向けプラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く) 全員(4名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。また、取締役依田 卓弥氏はこれを機に退任いたします。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、予め独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会の審議を経て決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会においても検討がなされた結果、特段の異論はございませんでした。

取締役候補者(監査等委員である取締役を除く)の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再 任	なる せ 成瀬 たか あき 隆章	代表取締役社長	100.0% (24回／24回)
2	再 任	さい だ 齊田 いさむ 勇	取締役	100.0% (24回／24回)
3	再 任	う だ がわ 宇田川 ひろし 宙	取締役	100.0% (24回／24回)

候補者
番 号

1

なる せ
成瀬

たか あき
隆章

再 任

新 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4 月 千葉トヨペット株式会社入社
1996年 8 月 株式会社さんふらわあ入社
2004年 3 月 株式会社福岡クライスラー
(現ウイルプラスチェッカーモータース株式会社)
代表取締役社長
2007年10月 当社代表取締役社長（現任）
2010年 4 月 ウイルプラスモーターレン株式会社
代表取締役社長（現任）
2014年 4 月 帝欧オート株式会社
(現ウイルプラス帝欧オート株式会社)
代表取締役社長（現任）
2017年 2 月 株式会社MMZ 代表取締役（現任）
2017年11月 ウイルプラスアインス株式会社
代表取締役社長（現任）
2018年 3 月 株式会社ETH 代表取締役（現任）

2018年 3 月 株式会社ICS 代表取締役（現任）
2018年 9 月 チェッカーモータース株式会社
(現ウイルプラスチェッカーモータース株式会社)
代表取締役会長（現任）
2023年 1 月 ウイルプラスエンハンス株式会社
代表取締役社長
2024年 5 月 株式会社ENG
代表取締役会長
2024年12月 ウイルプラスオリオン株式会社
代表取締役社長（現任）
2025年 7 月 ウイルプラスエンハンス株式会社
代表取締役会長（現任）
2025年 7 月 株式会社ENG
代表取締役社長（現任）

■ 生年月日

1970年 7 月21日生

■ 所有する当社の株式の数

2,207,280株

取締役候補者とした理由

当社の創業者として、長年にわたり当社及びグループ会社の経営を指揮し、グループ規模の拡大、業績の向上など多くの成果を上げてまいりました。経営トップとしての経営全般にわたる豊富な知見と能力が、当社経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番 号

2 さい だ
齊田

いさむ
勇

再任

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月 株式会社ケーユー入社
2005年 1 月 株式会社トヨタユーゼック入社
2005年 8 月 株式会社福岡クライスラー
(現ウイルプラスチェッカーモータース株式会社)
入社
2007年 9 月 同社取締役
2007年10月 当社取締役 (現任)
2008年 4 月 株式会社福岡クライスラー
(現ウイルプラスチェッカーモータース株式会社)
専務取締役
2009年12月 株式会社ウイルプラスモーターレン
代表取締役
2014年 9 月 チェッカーモータース株式会社
(現ウイルプラスチェッカーモータース株式会社)
取締役
2014年 9 月 ウイルプラスモーターレン株式会社
代表取締役専務
2014年 9 月 帝欧オート株式会社
(現ウイルプラス帝欧オート株式会社)
取締役 (現任)

2015年 9 月 チェッカーモータース株式会社
(現ウイルプラスチェッカーモータース株式会社)
代表取締役専務
2015年 9 月 ウイルプラスモーターレン株式会社
取締役 (現任)
2017年11月 ウイルプラスアインス株式会社
取締役 (現任)
2018年 9 月 チェッカーモータース株式会社
(現ウイルプラスチェッカーモータース株式会社)
代表取締役社長 (現任)
2023年 1 月 ウイルプラスエンハンス株式会社
取締役 (現任)
2024年 5 月 株式会社ENG取締役 (現任)
2024年12月 ウイルプラスオリオン株式会社
取締役 (現任)

■ 生年月日

1972年 2 月 3 日生

■ 所有する当社の株式の数

342,640株

取締役候補者とした理由

当社設立時より取締役を務め、グループ最大規模の子会社であるウイルプラスチェッカーモータース株式会社の代表取締役を務めております。グループ全体の営業部門の中核を担っており、業績向上に多大な貢献を果たしております。優れた経営能力並びに輸入車販売関連事業について豊富な知見と経験を有することから、当社取締役としての職務を効率的、適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

3 う だ がわ ひろし
宇田川 宙

再任

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4 月	UBS ウォーバーク証券株式会社 (現UBS証券株式会社) 入社	2022年 9 月	当社取締役 経営戦略本部長 (現任)
2007年 3 月	同社 マネージングディレクター	2023年 8 月	株式会社Tycoon37代表取締役 (現任)
2013年 8 月	同社 常務執行役員	2024年 5 月	株式会社ENG取締役 (現任)
2014年 3 月	同社 株式共同本部長	2024年10月	ウイルプラスチェッカーモータース株式会社 監査役 (現任)
2015年 1 月	株式会社ウィズ・パートナーズ 常務執行役員	2024年10月	ウイルプラスモーターレン株式会社 監査役 (現任)
2016年 7 月	みずほ証券株式会社 グローバルマーケッツ部門エグイティ本部 副本部長	2024年10月	ウイルプラス帝欧オート株式会社 監査役 (現任)
2018年 9 月	株式会社SBI証券 執行役員常務	2024年10月	ウイルプラスアインス株式会社 監査役 (現任)
2019年 6 月	同社 取締役	2024年10月	ウイルプラスエンハンス株式会社 監査役 (現任)
2020年 6 月	同社 常務取締役	2024年10月	ウイルプラスオリオン株式会社 監査役 (現任)
2021年 4 月	株式会社TBM 上席執行役員		
2021年 8 月	同社 取締役		
2022年 4 月	当社入社 経営戦略室 執行役員		

■ 生年月日

1974年12月29日生

■ 所有する当社の株式の数

31,700株

取締役候補者とした理由

金融業界にて経営幹部を歴任し、金融投資における豊富な知見、経験、広い人脈を有しております。当社入社直後より当社グループの持続的な企業価値向上のため、IR・サステナビリティへの取組、各種施策の導入を精力的に進めております。当社グループにおける適正な投資判断及び企業価値向上更には当社の社会的価値の向上に貢献していただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、全ての被保険者に対し、その保険料を全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

経営の監督体制の強化のため、監査等委員である取締役を1名増員し、その選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者	すずきともや 鈴木智也	再任	新任	社外	独立
-----	----------------	----	----	----	----

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月	東日本電信電話株式会社 (現 NTT 東日本株式会社) 入社	2016年12月	Emotion Intelligence 株式会社 社外取締役
2001年1月	株式会社ユーキュレート創業 取締役	2018年3月	株式会社アコード・ベンチャーズ 取締役 ゼネラルパートナー (現任)
2004年4月	株式会社エムアウト入社	2018年12月	株式会社Housmart 社外取締役
2007年11月	日興アントファクトリー株式会社	2019年5月	株式会社ロコンド (現ジェイドグ ループ株式会社) 社外取締役 監査等委員 (現任)
2008年6月	株式会社waja 社外取締役	2019年9月	ツクリンク株式会社 監査役
2010年1月	株式会社Cerevo 社外取締役	2021年12月	株式会社ソルブレイン 社外取締役 (現任)
2011年9月	株式会社ロコンド (現ジェイドグ ループ株式会社) 社外取締役	2021年12月	CAMELORS株式会社 社外取締役 (現任)
2012年9月	株式会社サマリー 社外取締役	2021年12月	株式会社PID 社外取締役 (現任)
2012年11月	リード・キャピタル・マネージメ ント株式会社 転籍 パートナー		
2014年12月	同社 取締役 パートナー		

生年月日

1977年4月8日生

所有する当社の株式の数

一株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

ベンチャーキャピタリストとしての投資先事業に関する深い知識と投資家としての豊富な経験を有し、経営全般の観点から助言・提言をいただけるものと判断しております。客観的な立場から当社経営執行を監督し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 鈴木智也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低限度額であります。鈴木智也氏の選任が承認された場合には、当該契約を新たに締結する予定であります。
3. 鈴木智也氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、全ての被保険者に対し、その保険料を全額当社が負担しております。なお、鈴木智也氏が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

《ご参考》

役員の構成（本定時総会終結後の予定）

候補者番号	氏 名	経営全般	業界知識	人材育成	営 業	M&A	コファイナンス	ファイナンス	リスクマネジメント	サステナビリティ
1	成瀬 隆章	●	●		●	●			●	●
2	齊田 勇		●	●	●					
3	宇田川 宙			●				●		●
候補者番号	氏 名	経営全般	業界知識	人材育成	営 業	M&A	コファイナンス	ファイナンス	リスクマネジメント	サステナビリティ
—	廣田 聡					●	●		●	
—	上田 研一	●				●	●			
—	鈴木 かおり						●		●	●
—	植野 和宏							●	●	●
—	鈴木 智也	●				●		●		

第3号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く) に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2022年9月28日開催の第15回定時株主総会（以下「2022年株主総会」という。）において、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）及び当社子会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下当社の取締役とあわせて「対象役員」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（Board Benefit Trust））」（以下「旧制度」という。）に関して、3事業年度を対象とする期間ごとに80百万円（うち、当社の取締役分として74百万円）を上限とする金銭を信託に拠出し、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は14,000ポイント（うち、当社の取締役分として12,950ポイント）を上限とすることについてご承認いただき、現在に至っております。

本議案は、2022年株主総会においてご承認をいただいております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、株式報酬を取締役に対して支給するものであり、旧制度に代わる新たな業績連動型株式報酬制度として「役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託」（以下「本制度」という。）を導入し、報酬等の額及び内容の改定についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、業績連動型株式報酬制度の運営について更なる効率化及び最適化を実現させ、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役が適切なリスクテイクの下で継続的に経営目標を実現するインセンティブを高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本招集ご通知28頁をご参照。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

また、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

当社は、役員報酬にかかる取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しており、本議案は、同委員会の審議を経て、取締役会において決議しております。

当社は、本議案の承認可決を条件として、2025年10月以降、旧制度におけるポイントの付与を新たに行わないこととし、適当な時期に旧制度を終了することとします。旧制度において取締役に付与し、当該取締役が引き続き保有しているポイントについては、旧制度の終了に伴い失効させることとしますが、旧制度から本制度への移行措置として、本制度が開始した際に、当該取締役に対して、当該ポイントと同数のポイントを本制度において付与することいたします。なお、旧制度と同様、当社子会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締

役を除く。)も本制度の対象者とし、本制度の報酬等の額の上限、1事業年度当たりのポイント数の上限及び内容は、各社の株主総会にて決議する予定です(以下本制度の対象となる予定の子会社を「対象子会社」という。)

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて役位及び業績目標の達成度等に応じて取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の交付及び給付(以下「交付等」という。)を行う株式報酬制度です(詳細は下記(2)以降のとおり。)。本制度は、連続する5事業年度(以下「対象期間」という。)を対象とし、当初は2026年6月末日で終了する事業年度(以下「開始事業年度」という。)から2030年6月末日で終了する事業年度までを対象とします。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 取締役
--------------------------	-------

② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記(3)のとおり。)	・ 5事業年度を対象として700百万円 ・ 開始事業年度において旧制度から本制度への移行措置として付与されるポイントにかかる当社株式の取得原資として、112百万円
取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限 (下記(4)のとおり。)	・ 取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の上限は100,000ポイント(1ポイントは当社株式1株) ・ 取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の上限に相当する株式数(100,000株)の当社発行済株式総数(2025年6月末日時点、自己株式控除後)に対する割合は約1.1% ・ このほか、開始事業年度において旧制度から本制度への移行措置として付与されるポイント数の上限は80,000ポイント
当社株式の取得方法 (下記(3)のとおり。)	・ 本制度に伴う当社株式は、株式市場又は当社(自己株式処分)より取得予定

※各上限については、対象子会社分を含むものとする。

③ 業績達成条件の内容 (下記(4)のとおり。)	・対象期間における業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動 ・当初対象期間においては、ROE、営業利益等を業績評価指標として採用予定
-----------------------------	--

④ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(5)のとおり。)	・原則、対象期間中毎年及び取締役の退任時 ・取締役が本制度を通じて取得した当社株式は、取締役の地位を退任後1年が経過するときまで継続保有
---------------------------------------	---

(2) 信託期間

当初の信託期間は、2025年12月（予定）から2030年12月（予定）までの約5年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記(3)のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

(3) 信託金額及び本信託による当社株式の取得方法

当社は、取締役に対し交付等を行う当社株式の取得のために、5事業年度の対象期間毎に拠出する信託金の上限を700百万円（対象子会社の取締役に対して交付等を行う当社株式の取得のために、対象子会社により5事業年度の対象期間毎に拠出される信託金を含む。）としたうえで、かかる信託金を拠出します。また、これに加えて、開始事業年度において旧制度から本制度への移行措置として付与されるポイントにかかる当社株式の取得原資として、112百万円（対象子会社に係る当社株式の取得原資を含む。）を上限とする信託金を拠出し、取締役を受益者として信託期間約5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分又は新株発行）から取得します。当社は、対象期間中、取締役に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を5年間延長し、信託期間の延長以降の5事業年度を新たな対象期間とします。当社は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額（旧制度から本制度への移行措置として拠出される金員は除く。以下本議案において同じ。）の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以

下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）で信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対する新たなポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 取締役が交付等を受ける当社株式等

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位、業績目標（当初対象期間においては、ROE及び営業利益にかかる目標とする。）の達成度、気候変動に対する責任及び個人評価に応じて付与されるポイント数により定まり、当該ポイントは、在任時に当社株式等として交付等される部分（以下「在任時交付部分」という。）と退任時に当社株式等として交付等される部分（以下「退任時交付部分」という。）に分けて付与されます。

1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役に対して付与されるポイント数の上限は、1事業年度あたり100,000ポイント（対象子会社の取締役に対して付与されるポイント数を含む。）とします。また、これに加えて、開始事業年度においては、旧制度から本制度への移行措置として、取締役に対して80,000ポイント（対象子会社の取締役に対するポイントを含む。）を上限として付与します。そのため、当初の信託期間については、1事業年度あたりの付与ポイント数の上限に対象期間の年数の5を乗じた数に、旧制度から本制度への移行措置として付与する上限のポイント数を合計した数に相当する株式数（580,000株）が、取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限（以下「上限交付株式数」という。）となります。

なお、上記（3）により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、かかる1事業年度あたりの上限数に延長された信託期間の年数を乗じた数に相当する株式数とします。この上限交付株式数は、上記（3）の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(5) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

当社株式等の交付等の時期は、原則、在任時交付部分については対象期間中毎年とし、退任時交付部分については取締役の退任時となります。ただし、取締役が本制度を通じて取得した当社株式は、取締役の地位を退任後1年が経過するときまで継続保有するものとします。

受益者要件を充足した取締役は、付与ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式の交付を受け、残りの付与ポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が国内非居住者となった場合は、原則としてその時点で付与されているポイント数に相当する数の当社株式の全てを、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

また、信託期間中に取締役が死亡した場合は、原則としてその時点で付与されているポイント数に相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、当該取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度（2024年7月1日～2025年6月30日）における我が国経済は、インバウンド需要や雇用環境の改善が見られるなど緩やかな回復基調で推移したものの、物価上昇による実質賃金の低下や、米国の関税政策の動向や中東情勢など依然として先行き不透明な状態で推移いたしました。

自動車業界におきましては、半導体不足や物流の混乱による新車供給が改善され、当連結会計年度における国内の新車（乗用車）登録台数は2,614,537台（前期比3.9%増加）（注1）となりました。

外国メーカーの新車（乗用車）の登録台数は233,684台（前期比1.8%減少）（注2）、日本国内における輸入車販売シェアも8.9%（前期9.4%）（注2）といずれも前期を下回り、輸入車販売の事業環境は未だ厳しい状況が続いております。

（注1）出典：日本自動車販売協会連合会HP 統計データ

（注2）出典：日本自動車輸入組合HP 統計情報輸入車登録台数

このような経営環境の下、当連結会計年度の期首より、中古車輸出関連事業への進出、新たにプジョー・シトロエン・DSの3ブランドの取扱いを開始、また、ボルボブランドの2店舗を展開するオリオン自動車販売株式会社（2024年12月3日付でウィルプラスオリオン株式会社に商号変更）の全株式を取得し、九州エリアにおけるボルボブランドのシェア拡大を図りました。また、2024年12月にはHyundai Mobility Japan株式会社との間で基本合意契約を締結し、当社グループの17つ目の取扱いブランドとなるHyundaiブランドの店舗「Hyundai Citystore 仙台」（宮城県仙台市泉区）を2025年6月に新規オープンし、事業を開始いたしました。

当連結会計年度の売上高は、中古車輸出関連事業、新規取扱いブランドのプジョー・シトロエン・DS、ボルボブランドの店舗数増加等が売上高に寄与し、連結売上高は88,614百万円（前期比85.6%増加）となりました。

売上総利益は、売上高増加に伴う増加により12,432百万円（前期比32.8%増加）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、第1四半期連結会計期間に発生した特別調査関連費用等の一過性の費用に加え、業容の拡大に伴う人件費、販売費、店舗運営費用や店舗設備関連費用の増加により前期比34.5%増加の10,582百万円となったものの、売上高増加に伴う売上総利益がこれらを吸収し、営業利益は前期比23.5%増加の1,849百万円となりました。

これらの結果、経常利益は1,897百万円（前期比21.5%増加）、株式取得による負ののれん発生益308百万円の計上があった一方で、輸入車ディーラー事業の一部店舗について店舗収益の低下等により固定資産の減損損失249百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は1,443百万円（前期比28.8%増加）となりました。

当社グループの報告セグメントは従来「輸入車販売関連事業」の単一セグメントとしておりましたが、2024年5月に株式会社ENGの株式を取得し連結の範囲に含め、第1四半期連結会計期間より、同社の損益計算書を連結したことに伴い「中古車輸出関連事業」を報告セグメントとするとともに、従来の「輸入車販売関連事業」の名称を「輸入車ディーラー事業」に変更いたしました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

（輸入車ディーラー事業）

輸入車ディーラー事業におきましては、マルチブランド戦略及びM&A戦略が売上高に寄与いたしました。

新車販売につきましては、店舗数の増加に加え、ニューモデルや人気車種の需要が強いブランドを中心に販売が堅調に推移し、前期に集中的に納車が進んだブランドやニューモデル効果が薄れたブランドにおける減少をカバーし、新車販売台数は前期比10.1%増加、新車売上高は前期比7.9%増加の25,196百万円となりました。

中古車販売は、新車販売が減少したブランドを中心に中古車販売に注力し、前期比10.3%増加の14,852百万円となりました。車輛売上高合計では前期比11.0%増加の45,270百万円となりました。

車輛整備や損害保険代理店事業については、M&A戦略の成果による店舗数の増加及び継続してお取引いただくお客様の増加等により堅調に推移し、車輛整備は8,201百万円（前期比29.0%増加）、保険手数料収入は439百万円（前期比22.4%増加）と、いずれも前期を2割以上上回り、セグメント利益は2,515百万円となりました。

（中古車輸出関連事業）

主な輸出先国であるマレーシアの国内経済は、米国の貿易政策による影響への懸念によりその成長率にわずかな鈍化が見られるものの、堅調な内需が下支えとなり拡大は続いており、輸入車への需要は引き続き継続しております。

当連結会計年度の上半期におきましては、現地の中古車に対する旺盛な需要と継続する円安傾向が追い風となり、当社の輸出台数も好調に推移いたしました。年間で最も輸出台数が伸びる1月に入り順調な滑り出しを見せたものの、2025年2月頃より当社が中心的に輸出している車種の中古車市場への供給量が急増したことに加え、これまで継続して円安基調であったマレーシア通貨が円高基調に推移し、現地輸入業者からの需要が弱いものとなったため、通期では海外売上高は想定を下回り、13,074百万円となりました。

業販につきましては、商品回転率を重視しながら、販売を強化したことにより、業販売上高は21,072百万円となりました。

繁忙期に備え海外輸出用の車種を中心に商品仕入れを強化するとともに、日本国内における中古車市場も堅調に推移するという想定で商品仕入れを推進しておりましたが、上述のとおり国内供給量増加による市況の軟化を発端に、マレーシアにおける需要も鈍化していきまして。海外、国内ともに市況が弱いなか、商品回転率を重視し、販売を進めたことにより、利益率は低下いたしました。

一方で、株式会社ENGが当社の連結子会社となったことに伴い、同社管理部門の機能の当社への移管や、拠点・事務所の整理や統合を実施し、効率化を図った結果、販管費率は低下し、セグメント利益は433百万円となりました。

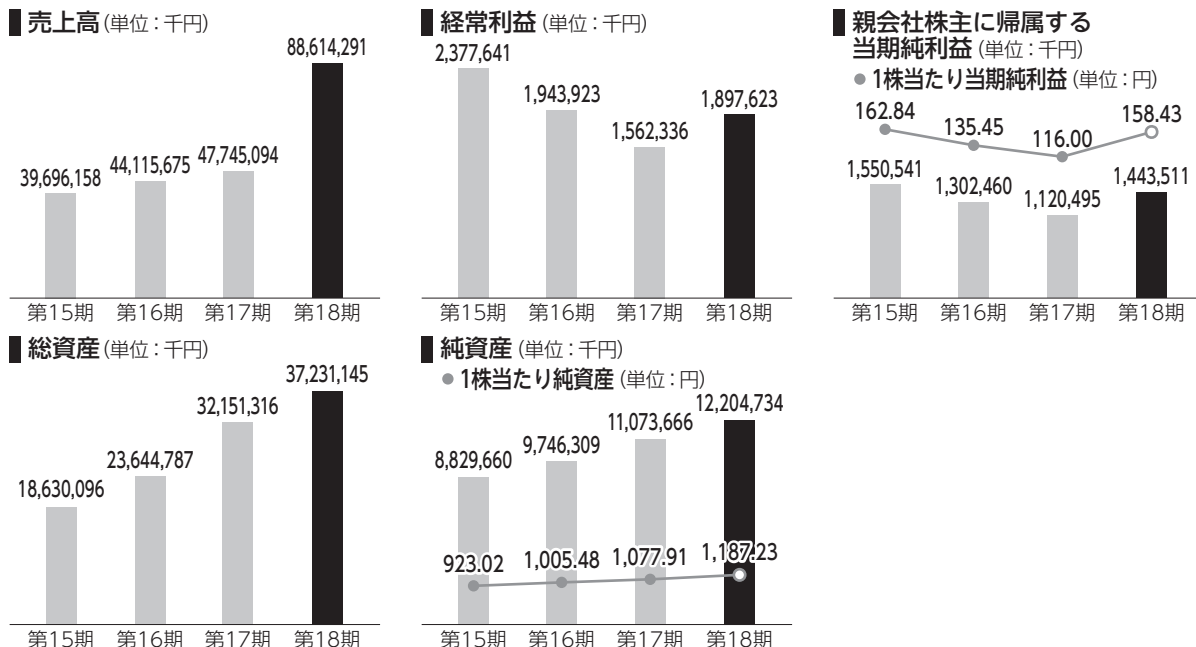
- ② 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ③ 設備投資の状況
グループ内の店舗のEV対応の充電設備設置等、店舗設備への投資が315百万円であります。
- ④ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
2024年7月にStellantisジャパン販売株式会社の全株式を取得（同日付にて「チェッカーモータース株式会社」に商号変更）、また、同年12月にオリオン自動車販売株式会社の全株式を取得し（同日付にて「ウイルプラスオリオン株式会社」に商号変更）、連結子会社化いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第15期 2022年6月期	第16期 2023年6月期	第17期 2024年6月期	第18期 (当連結会計年度) 2025年6月期
売 上 高 (千円)	39,696,158	44,115,675	47,745,094	88,614,291
経 常 利 益 (千円)	2,377,641	1,943,923	1,562,336	1,897,623
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,550,541	1,302,460	1,120,495	1,443,511
1株当たり当期純利益 (円)	162.84	135.45	116.00	158.43
総 資 産 (千円)	18,630,096	23,644,787	32,151,316	37,231,145
純 資 産 (千円)	8,829,660	9,746,309	11,073,666	12,204,734
1株当たり純資産 (円)	923.02	1,005.48	1,077.91	1,187.23

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、「株式給付信託（BBT）」「株式給付信託（ESOP）」にかかる信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
2. 当連結会計年度（2025年6月期）において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度（2024年6月期）に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定内容を反映させております。



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第15期 2022年6月期	第16期 2023年6月期	第17期 2024年6月期	第18期 (当事業年度) 2025年6月期
営 業 収 益 (千円)	954,335	981,497	1,013,804	5,413,932
経 常 利 益 (千円)	387,091	326,114	204,614	4,332,983
当 期 純 利 益 (千円)	271,632	239,898	154,716	4,278,570
1株当たり当期純利益 (円)	28.53	24.95	16.02	469.60
総 資 産 (千円)	6,720,497	8,440,518	13,320,763	21,332,062
純 資 産 (千円)	1,616,442	1,470,530	581,367	4,432,889
1株当たり純資産 (円)	168.98	151.71	61.40	482.50

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、「株式給付信託 (BBT)」 「株式給付信託 (ESOP)」にかかる信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ウイルプラスチェッカーモータース株式会社	50,000千円	100.0%	輸入車ディーラー事業
ウイルプラスモトーレン株式会社	50,000千円	100.0%	輸入車ディーラー事業
ウイルプラス帝欧オート株式会社	30,000千円	100.0%	輸入車ディーラー事業
ウイルプラスオリオン株式会社	10,000千円	100.0%	輸入車ディーラー事業
ウイルプラスアインス株式会社	10,000千円	100.0%	輸入車ディーラー事業
ウイルプラスエンハンス株式会社	10,000千円	100.0%	輸入車ディーラー事業
株式会社ENG	10,000千円	51.0%	中古車輸出関連事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、『ウイルプラスグループの「企業価値の向上」と「社会的価値向上」の両立を目指すこと』を中長期戦略グループ方針としております。これを実現し、環境変化に適応しながら持続的に成長していくための課題は以下のとおりです。

① 脱炭素社会実現のための取組

サステナビリティ委員会を基軸に、再生可能エネルギー導入をはじめとする環境に配慮した店舗づくり、低炭素車販売の推進、充電設備の更なる配備など、脱炭素社会実現に向けて積極的に取組めます。

② M&Aの推進とM&A後のPMIの推進

M&Aの積極的な推進により新規販売エリア・新規ブランド・新規顧客を獲得し、当社グループの持続的成長を促すことにより企業価値の向上を図ってまいります。また、M&A実施後のPMI（Post Merger Integration）は、その成果を最大化するための重要なプロセスと認識しております。当社は、これまでに培ったノウハウを活かし、早期に対象企業とのシナジー効果を得られるよう努めてまいります。

- ③ スtock型ビジネスの強化等による既存店の収益性向上
M&A等の投資の回収期間中であっても、当社グループが持続的・安定的に成長し続けるために、StocK型ビジネスである車輛整備・保険代理店事業を強化すること等により既存店の収益性向上を図り、盤石な経営基盤を構築してまいります。
- ④ 自動車業界の変化への対応
自動車業界におきましては、世界規模での脱炭素化社会へのシフトによるEV化や「CASE」と呼ばれる技術革新が急速に進んでおり、当社を取巻く事業環境は大きな変革期にあります。当社グループではこの環境変化を「チャンス」と捉え、当社グループの企業理念である「輸入車のある生活の提案」を更に進めてまいります。
- ⑤ 人材育成と働きやすい環境の提供と働きがいのある環境の創出
従業員が働きやすい環境の提供と働きがいのある職場づくりを目指してまいります。働き方の多様性の確保により、性別、国籍、属性にかかわらず公平なチャレンジの機会を提供し、社員一人ひとりがその能力を充分に発揮することができるような環境の整備を進めてまいります。また、従業員のキャリア形成支援や、社内研修、外部機関による研修の実施等の人的資本への投資を引き続き行ってまいります。これらの取組と福利厚生面での制度拡充などにより人材の定着化を図り、更なる生産性の向上を図ってまいります。
- ⑥ コーポレート・ガバナンスの強化
当社は第15回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行し、監督機能の強化と経営の透明性の向上、意思決定の迅速化を図っております。
- また、2024年9月に管理部門の組織を再構築し、内部管理体制及び法令順守体制の強化に取り組んでまいりました。監査等委員会による監査、内部監査室による監査等の実施や、継続的な社員教育を通じてコーポレート・ガバナンスをより一層強化し、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

当社グループは、連結子会社6社において新車及び中古車販売、車輛整備並びに損害保険の代理店等の事業を行っております。これら連結子会社は取扱うブランドごとにインポーターと正規ディーラー契約を締結し、事業活動を行っております。また、2024年5月に子会社化した株式会社ENGでは、主にマレーシアに日本の中古車を輸出する事業を行っております。

当社は、これら連結子会社の株式を所有することにより各社の事業活動を支配・管理することを目的としております。

連結子会社と正規ディーラー契約を締結しているインポーター及び取扱いブランドは下表のとおりであります。

連結子会社名	インポーター名	取扱いブランド
ウイルプラスチェッカーモータース株式会社	Stellantisジャパン株式会社	JEEP,アルファ ロメオ/フィアット/アバルト, プジョー,シトロエン,DS
ウイルプラスモトーレン株式会社	ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW,MINI
ウイルプラス帝欧オート株式会社	ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ
ウイルプラスオリオン株式会社	ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ
ウイルプラスアインス株式会社	ポルシェジャパン株式会社	ポルシェ
ウイルプラスエンハンス株式会社	ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	RANGE ROVER,DEFENDER, DISCOVERY,JAGUAR
	BYD Auto Japan株式会社	BYD
	Hyundai Mobility Japan株式会社	Hyundai

(6) 主要な営業所（2025年6月30日現在）

本社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスチェッカーモータース株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスモトーレン株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラス帝欧オート株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスオリオン株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスアインス株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスエンハンス株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
株式会社ENG	東京都港区芝5丁目13番15号

当社グループの主要な店舗

＜東日本＞		＜西日本＞	
店舗名	所在地	店舗名	所在地
ポルシェセンター仙台	宮城県仙台市泉区	Willplus BMW小倉	福岡県北九州市小倉北区
ジャガー/ランドローバー三鷹	東京都三鷹市	MINI久留米	福岡県久留米市
アルファロメオ/フィアット/アバルト世田谷	東京都世田谷区	JEEP福岡	福岡県福岡市博多区
プジョー/シトロエン目黒	東京都目黒区	ボルボ・カー鹿児島	鹿児島県鹿児島市
Hyundai Citystore仙台	宮城県仙台市泉区	BYD福岡西	福岡県福岡市中央区

(注) 上記以外に東日本に16店舗、西日本に16店舗、総計44店舗にて事業活動を行っております。

(7) 企業集団の従業員の状況 (2025年6月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
759名(20.0名)	99名増(15.4名増)	40.4歳	6.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 前連結会計年度末と比較し従業員が99名増加しておりますが、業容の拡大による採用、2024年7月及び2024年12月に実施したM&Aによる子会社の増加等が主な要因であります。

(8) 主要な借入先 (2025年6月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社みずほ銀行	6,050,000
株式会社福岡銀行	3,466,669
株式会社三井住友銀行	2,310,400
株式会社千葉銀行	1,062,575
株式会社朝日信用金庫	875,000
株式会社りそな銀行	600,000
株式会社商工組合中央金庫	557,200
株式会社日本政策金融公庫	400,000
株式会社鹿児島銀行	341,460
株式会社佐賀銀行	300,000
株式会社三菱UFJ銀行	200,000
株式会社あおぞら銀行	200,000
日本生命保険相互会社	108,490
株式会社横浜銀行	62,575

2. 株式に関する事項（2025年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,412,300株
- (3) 株 主 数 4,914名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
成瀬 隆章	2,207,280	23.61
株式会社ICS	750,000	8.02
株式会社ETH	750,000	8.02
株式会社MMZ	750,000	8.02
株式会社ゼロ	521,600	5.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	374,900	4.01
齊田 勇	342,640	3.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	288,000	3.08
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS－MARGIN（CASH PB）	259,400	2.78
内藤 征吾	207,700	2.22

（注）当社は、自己株式を1,065,008株保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、持株比率は、自己株式を控除して算出しております。また、自己株式には「役員株式給付信託（BBT）」及び「社員株式給付ESOP信託」の信託が所有する株式256,548株は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2025年6月30日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
成瀬 隆章	代表取締役社長	ウイルプラスチェッカーモータース株式会社 代表取締役会長 ウイルプラスモトーレン株式会社 代表取締役社長 ウイルプラス帝欧オート株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスオリオン株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスアインス株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスエンハンス株式会社 代表取締役社長 株式会社ENG 代表取締役会長 株式会社MMZ 代表取締役 株式会社ETH 代表取締役 株式会社ICS 代表取締役
齊田 勇	取締役	ウイルプラスチェッカーモータース株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスモトーレン株式会社 取締役 ウイルプラス帝欧オート株式会社 取締役 ウイルプラスオリオン株式会社 取締役 ウイルプラスアインス株式会社 取締役 ウイルプラスエンハンス株式会社 取締役 株式会社ENG 取締役
宇田川 宙	取締役 経営戦略本部長	株式会社Tycoon37 代表取締役 ウイルプラスチェッカーモータース株式会社 監査役 ウイルプラスモトーレン株式会社 監査役 ウイルプラス帝欧オート株式会社 監査役 ウイルプラスオリオン株式会社 監査役 ウイルプラスアインス株式会社 監査役 ウイルプラスエンハンス株式会社 監査役 株式会社ENG 取締役
依田 卓弥	取締役 管理本部長	ウイルプラスチェッカーモータース株式会社 監査役 ウイルプラスモトーレン株式会社 監査役 ウイルプラス帝欧オート株式会社 監査役 ウイルプラスオリオン株式会社 監査役 ウイルプラスアインス株式会社 監査役 ウイルプラスエンハンス株式会社 監査役 株式会社ENG 監査役
廣田 聡	取締役（監査等委員） （社外）	HCA法律事務所 代表弁護士 ジェイドグループ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社STYLY 社外監査役 一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会 監事 株式会社Casa 社外監査役
上田 研一	取締役（監査等委員） （社外）	アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 マネージングパートナー 株式会社アントレ 社外監査役 株式会社デザインワード 社外監査役 株式会社JULIA IVY 社外監査役 株式会社プリアンファ 社外監査役

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木かおり	取締役（監査等委員） （社外）	若林・渡邊法律事務所 弁護士
植野 和宏	取締役（監査等委員） （社外）	植野和宏公認会計士事務所 所長 植野和宏税理士事務所 所長 株式会社RSTANDARD シニアマネージャー 株式会社ギフティ 社外監査役 株式会社Leagress 代表取締役 ファーストコーポレーション株式会社 社外取締役 KIYOラーニング株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役廣田聡氏、上田研一氏、鈴木かおり氏、植野和宏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役植野和宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会は、内部統制システムを通じた組織的監査を実施しており、また監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置していることから、当社では常勤監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役廣田聡氏、上田研一氏、鈴木かおり氏、植野和宏氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と取締役廣田聡氏の重要な兼職先であるHCA法律事務所、ジェイドグループ株式会社、株式会社STYLY、一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会、株式会社Casaとの間に重要な取引その他の関係はありません。
6. 当社と取締役上田研一氏の重要な兼職先であるアント・キャピタル・パートナーズ株式会社、株式会社アントレ、株式会社デザインワード、株式会社JULIA IVY、株式会社プリアンファの間に重要な取引その他の関係はありません。
7. 当社と取締役鈴木かおり氏の重要な兼職先である若林・渡邊法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
8. 当社と取締役植野和宏氏の重要な兼職先である植野和宏公認会計士事務所、植野和宏税理士事務所、株式会社RSTANDARD、株式会社ギフティ、株式会社Leagress、ファーストコーポレーション株式会社、KIYOラーニング株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
9. 監査等委員である取締役岩淵信夫氏は第17回定時株主総会継続会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、全ての被保険者に対し、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 型 株 式 報 酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	154,223 （－）	147,000 （－）	7,223 （－）	4名 （1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17,100 (17,100)	17,100 (17,100)	－ （－）	5名 (5名)
合 計	171,323	164,100	7,223	9名

- (注) 1. 上記報酬等及び員数に関しては2024年10月23日開催の第17回定時株主総会継続会終結の時をもって退任された取締役1名を含んでおります。
2. 2022年9月28日開催の定時株主総会において、監査等委員を除く取締役の報酬限度額は年額290,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度に発覚した分配可能額を超えた違法配当事案について責任を明確にするため、2024年9月に、次のとおり役員報酬の自主返納を行っております。
- | | | | |
|-------|----|------|------------------|
| 代表取締役 | 1名 | 自主返納 | 前期の月額報酬額20%（2カ月） |
| 取締役 | 2名 | 自主返納 | 前期の月額報酬額10%（1カ月） |
4. 表中の金額は、全て自主返納前の総額を記載しております。

② 取締役の報酬等

当社は取締役の報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性・客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的とし、取締役会の任意の諮問委員会として報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬についての基本方針は、報酬諮問委員会にて審議したうえで、2018年9月開催の取締役会にて定めております。

基本方針の内容は下記のとおりです。

- i) 多様で優秀な人材を当社グループの経営陣として獲得・確保できる報酬水準、報酬制度とする。

- ii) 社外取締役が半数以上を占める報酬諮問委員会の審議を経ることで、ステークホルダーに対して客観性及び透明性を確保した制度とする。
- iii) 持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度とする。
- iv) 業績連動報酬の導入により、業績向上及び企業価値向上に対するインセンティブを強化する。

当社の監査等委員を除く取締役の報酬は、基本報酬（固定）と業績連動型報酬から構成されております。基本報酬につきましては、2022年9月28日開催の第15回定時株主総会で決議された報酬限度額290百万円（うち社外取締役分は20百万円）（決議時の取締役は5名、社外取締役は0名）の範囲内において、持続的、中長期的に企業価値向上を促すため経営環境・世間水準を考慮して適正な水準とし、各取締役の役位に応じるものとしております。

監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬は、独立性の確保や利益偏重の防止の観点から基本報酬（固定）のみとしております。監査等委員である取締役の報酬は2022年9月28日開催の第15回定時株主総会で決議された報酬限度額30百万円（決議時の監査等委員は5名）の範囲内において監査等委員の協議のうえ決定しております。

③ 業績連動型報酬と非金銭報酬に係る事項

業績連動型報酬は、当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇のメリットのみならず株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を2022年9月28日開催の第15回定時株主総会においてご承認いただき、導入しております。なお、決議時の当社取締役は5名であります。

この業績連動型報酬は、連結利益計画及び気候変動対応を含むESG各要素と連動させ、社内規程で定めた連結営業利益達成度及び気候変動対応への取組状況を示す業績評価係数と役位に応じたポイントを乗じることによって算出されたポイントを付与し、取締役退任時に受益者要件を満たした場合、ポイント数に相応する当社株式及び金銭を支給する制度となっております。

当社グループが重要視している経営指標のひとつでもあり、取締役の貢献度が最もわかりやすく可視化されるものとして営業利益の利益計画に対する達成率並びに気候変動に対する責任としてCDPを通じた情報開示の有無を指標として選んでおります。

当事業年度におきましては、CDPを通じた情報開示を実施したことにより目標を達成し、営業利益の利益計画に対する達成率に応じた係数を乗じた結果、役員株式給付引当金繰入額は7百万円となりました。

④ 個人の報酬の額、業績連動型報酬等の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方法

個人の報酬の額は、各取締役の役位や貢献度に応じた報酬についての報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決議しております。

また、基本報酬と業績連動型報酬の割合については、報酬諮問委員会の審議を経て、2021年2月15日開催の取締役会にて、当面は9：1を目安に、将来的には業績連動型報酬の割合を高めていく方針を決議しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、基本方針・決定方針を踏まえて報酬諮問委員会の審議を経たのちに、取締役会で検討しており、個人別の報酬等の内容は方針に沿ったものと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動内容
取締役 (監査等委員)	廣田 聡	当事業年度に開催された取締役会24回のうち全てに、また監査等委員会15回のうち全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験と見識を基に提言、助言を行っており、当社のコーポレートガバナンスの強化及び客観的な立場から業務執行を監督し適正性・妥当性を確保するための役割を果たしております。また、任意の報酬諮問委員会の委員長としてより客観性のある報酬制度の構築に貢献しております。
取締役 (監査等委員)	上田 研一	当事業年度に開催された取締役会24回のうち全てに、また監査等委員会15回のうち全てに出席しております。事業会社の経営幹部としての豊富な経験と見識を基に独立した立場から助言、提案を行っており、当社のコーポレートガバナンスの強化及び客観的な立場から業務執行を監督し適正性・妥当性を確保するための役割を果たしております。任意の指名諮問委員会の委員長としてより透明性の高い候補者選定に貢献いたしました。
取締役 (監査等委員)	鈴木かおり	当事業年度に開催された取締役会24回のうち全てに、また監査等委員会15回のうち全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験と見識を基に、議案審議等に必要の発言を適宜行っており、取締役会の意思決定に対し、客観的な立場から業務執行を監督する役割を果たしております。任意の指名諮問委員会の委員としてより透明性の高い候補者選定に貢献いたしました。
取締役 (監査等委員)	植野 和宏	当事業年度に開催された取締役会（取締役へ就任以後に開催されたものに限ります。）14回のうち全てに、また監査等委員会（監査等委員である取締役へ就任以後に開催されたものに限ります。）9回のうち全てに出席しております。公認会計士としての豊富な経験と高い専門的知見を基に提言、助言を行っており、取締役会の意思決定に対し、客観的な立場から業務執行を監督する役割を果たしております。任意の報酬諮問委員会の委員としてより透明性の高い候補者選定に貢献いたしました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	58,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は、2024年8月31日を基準日とする臨時決算を行いました。この臨時決算に係る会計監査人の監査報酬は11百万円であり、上記金額に含まれております。
4. 上記表に記載した金額のほか、前事業年度に係る追加監査報酬として、10百万円を当事業年度において会計監査人に支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けております。

中長期的に配当性向30%を配当方針とし、2026年度までに、配当性向を30%まで段階的に引き上げてまいります。また適正資本の維持される限りは累進配当を目指します。2027年度以降は、引き続き配当性向30%を配当方針としながら、配当額の下限をDOE（株主資本配当率）4.5%を目安に、安定的かつ継続的な利益還元の維持・向上に努めてまいります。

当期につきましては、上記配当方針をもとに業績及び配当性向等を総合的に勘案し、期末配当金につきましては、1株当たり28円06銭とさせていただきました。2024年12月31日を基準日とした中間配当金1株当たり17円00銭とあわせまして、当期の年間配当金は1株当たり45円06銭、連結配当性向は28.4%となっております。

なお、当社は、剰余金の配当の決定機関については、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 26,675,409 】	【流動負債】	【 18,051,129 】
現金及び預金	8,245,586	買掛金	4,182,506
売掛金	2,700,181	短期借入金	8,100,000
商品	12,482,871	1年内返済予定の長期借入金	2,262,728
仕掛品	404,154	未払金	864,252
原材料及び貯蔵品	389,521	未払法人税等	348,661
未収入金	879,798	未払消費税等	123,047
貸倒引当金	△16,100	前受金	1,869,309
その他	1,589,396	賞与引当金	78,136
【固定資産】	【 10,555,735 】	その他	222,486
(有形固定資産)	(8,865,041)	【固定負債】	【 6,975,281 】
建物及び構築物	4,325,968	長期借入金	6,171,641
機械装置及び運搬具	3,192,637	株式給付引当金	76,623
工具、器具及び備品	401,205	役員株式給付引当金	80,441
土地	888,742	資産除去債務	568,241
建設仮勘定	23,038	その他	78,334
その他	33,448	負債合計	25,026,410
(無形固定資産)	(266,302)	純資産の部	
のれん	7,164	【株主資本】	【 10,792,825 】
その他	259,137	資本金	397,930
(投資その他の資産)	(1,424,391)	資本剰余金	1,331,468
敷金及び保証金	763,362	利益剰余金	10,167,218
繰延税金資産	606,611	自己株式	△1,103,792
その他	54,416	【新株予約権】	【 46,563 】
資産合計	37,231,145	【非支配株主持分】	【 1,365,345 】
		純資産合計	12,204,734
		負債・純資産合計	37,231,145

連結損益計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		88,614,291
【売上原価】		76,182,062
売上総利益		12,432,229
【販売費及び一般管理費】		10,582,623
営業利益		1,849,606
【営業外収益】		
受取利息	4,696	
受取配当金	477	
受取保険金	23,230	
受取支援金収入	22,530	
受取報奨金	5,322	
助成金収入	85,408	
その他の	32,764	174,431
【営業外費用】		
支払利息	111,662	
その他の	14,752	126,414
経常利益		1,897,623
【特別利益】		
固定資産売却益	4	
負ののれん発生益	308,260	308,265
【特別損失】		
固定資産除却損	10,933	
減損損失	249,229	260,162
税金等調整前当期純利益		1,945,726
法人税、住民税及び事業税	670,596	
法人税等調整額	△282,986	387,609
当期純利益		1,558,116
非支配株主に帰属する当期純利益		114,604
親会社株主に帰属する当期純利益		1,443,511

貸 借 対 照 表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 17,883,749 】	【流 動 負 債】	【 10,971,458 】
現 金 及 び 預 金	1,974,540	短 期 借 入 金	8,100,000
貯 蔵 品	3,865	1年内返済予定の長期借入金	2,242,724
前 払 費 用	30,491	未 払 金	365,143
関係会社短期貸付金	15,250,000	未 払 費 用	96,655
未 収 入 金	600,685	未 払 法 人 税 等	48,558
そ の 他	24,166	未 払 消 費 税 等	24,492
【固 定 資 産】	【 3,448,312 】	賞 与 引 当 金	8,289
(有形固定資産)	(44,414)	そ の 他	85,594
建 物	23,681	【固 定 負 債】	【 5,927,714 】
工具、器具及び備品	3,062	長 期 借 入 金	5,724,985
建 設 仮 勘 定	3,013	株 式 給 付 引 当 金	76,623
そ の 他	14,657	役員株式給付引当金	80,441
(無形固定資産)	(2,412)	そ の 他	45,665
ソ フ ト ウ ェ ア	2,412	負 債 合 計	16,899,173
(投資その他の資産)	(3,401,486)	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	3,262,962	【株 主 資 本】	【 4,386,325 】
繰 延 税 金 資 産	76,786	(資 本 金)	(397,930)
そ の 他	61,737	(資 本 剰 余 金)	(1,331,468)
資 産 合 計	21,332,062	資 本 準 備 金	327,930
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,003,538
		(利 益 剰 余 金)	(3,760,718)
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,760,718
		(自 己 株 式)	(△1,103,792)
		【新 株 予 約 権】	【 46,563 】
		純 資 産 合 計	4,432,889
		負債・純資産合計	21,332,062

損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から
2025年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【営 業 収 益】		5,413,932
【営 業 費 用】		1,073,554
営 業 利 益		4,340,377
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	69,228	
助 成 金 収 入	7,655	
そ の 他	5,970	82,854
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	88,535	
そ の 他	1,713	90,248
経 常 利 益		4,332,983
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 除 却 損	470	470
税 引 前 当 期 純 利 益		4,332,512
法人税、住民税及び事業税	78,285	
法 人 税 等 調 整 額	△24,342	53,942
当 期 純 利 益		4,278,570

2025年8月25日

独立監査人の監査報告書

株式会社ウイルプラスホールディングス
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大野 祐平
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 梶尾 拓郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウイルプラスホールディングスの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2025年8月25日

独立監査人の監査報告書

株式会社ウイルプラスホールディングス
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大野 祐平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶尾 拓郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウイルプラスホールディングスの2024年7月1日から2025年6月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２４年７月１日から２０２５年６月３０日までの第１８期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月25日

株式会社ウイルプラスホールディングス 監査等委員会

監 査 等 委 員 廣 田 聡 ㊞

監 査 等 委 員 上 田 研 一 ㊞

監 査 等 委 員 鈴木 か お り ㊞

監 査 等 委 員 植 野 和 宏 ㊞

(注) 監査等委員廣田聡、上田研一、鈴木かおり、植野和宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

■ 株式についてのご案内

事業年度	7月1日～翌年6月30日
期末配当基準日	6月30日
中間配当基準日	12月31日
定時株主総会	毎年9月
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 及び電話照会先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話：0120-232-711（フリーダイヤル）
上場金融商品取引所	東京証券取引所
公告掲載方法	電子公告による
公告掲載URL	https://www.willplus.co.jp/ やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

■ 第18期 期末配当金のお支払いについて

第18期期末（2025年6月30日基準日）配当金につきましては、2025年9月11日（木曜日）よりお支払いを開始いたします。「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、**2025年10月10日（金曜日）までに**、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び郵便局にてお受け取りください。

ウィルプラスグループネットワーク

輸入車ディーラー事業

17ブランド/ 44店舗

中古車輸出関連事業

 4拠点

拠点分布図

輸入車ディーラー事業



Willplus BMW小倉



ポルシェセンター仙台



MINI久留米



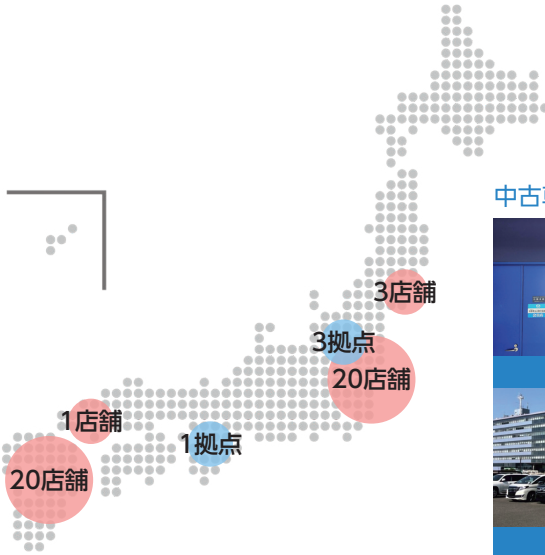
ジープ大田



ボルボ・カー福岡東



プジョー/シトロエン目黒



中古車輸出関連事業



川間事業所



野田ヤード

輸入車ディーラー事業の拠点数分布表

	Jeep	Alfa Romeo FIAT ABARTH	Peugeot Citroën DS	BMW	MINI	VOLVO	Porsche	RANGE ROVER DEFENDER DISCOVERY JAGUAR	BYD	Hyundai	合 計
東 北	—	—	—	—	—	—	2	—	—	1	3
関 東	4	7	5	—	1	—	—	3	—	—	20
中 国	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
九 州	4	—	—	2	4	8	—	1	1	—	20
合 計	8	7	5	2	6	8	2	4	1	1	44

(注) 店舗数は各ブランドの新車拠点数となります。(6月末時点)

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階
三田NNホール&スペース
TEL 03-5443-3233



会場最寄駅

J R 田町駅 西口より徒歩約6分

都営三田線・都営浅草線三田駅 A9 出口より徒歩約2分

(株主総会当日、運営スタッフによる会場までの道案内はございません。)

※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日2025年9月3日

**第18回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

第18期（2025年6月期）

2024年7月1日～2025年6月30日

株式会社ウイルプラスホールディングス

1. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

2. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化させることにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定の更なる迅速化を実現するため2022年9月28日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は、次のとおりであります。

1. 当社グループ各社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、当社の代表取締役社長を委員長、当社グループ各社取締役及び執行役員並びに内部監査室長を委員とするリスクマネジメントコンプライアンス委員会(以下、RMC委員会という)を設置する。
- ② 当社グループにおいては、企業理念を着実に遂行することを目的とし、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定し周知徹底を図る。
- ③ 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、内部通報規程に基づく方法により、グループ内外に設置する通報窓口に報告を行う。当社グループは、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- ④ 当社グループの事業活動に関連する法令については、RMC委員会より法務情報を社内に提供して予防措置を講じるとともに取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、顧問弁護士、公認会計士等と十分に協議し、適切な助言を得て適法に処理を行う。
- ⑤ 当社グループ各社においては、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、関係会社管理規程、コンプライアンス規程等のグループとしての規範、規則等の整備を行う。
なお、社内外の環境の変化に対応して常に社内諸規程の適正な整備を行う。
- ⑥ 当社の内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、内部監査規程に基づき、当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性につき、定期的に監視を行う。また、当社グループ各子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保するために、指導・支援・助言を行う。
- ⑦ 当社グループ各社の監査役・監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

2. 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録など、その職務執行に係る文書その他重要な情報を法令及び規程に基づき作成し、文書管理規程に基づき適切に保存し管理する。
- ② 取締役会議長である取締役は、これらの文書及び情報の保存及び管理を監視・監督する責任者とする。

3. 当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループ各社が直面する危機に対して、適切かつ迅速に対応することにより、企業価値の損失を最小限に抑制することを目的として、RMC委員会を設置し、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理を検討、実行する。
- ② 発生したリスクへの対処方法等を規定した当社グループのリスクマネジメント規程に定める一定の危機レベル以上である有事の際は、損失の拡大を防止するため当社の決定により危機対策本部を立ち上げ、同本部が迅速かつ適切な情報収集と緊急対応の指揮を行う。

4. 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、各社定例取締役会を月1回開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
- ② 職務執行に関する権限及び責任については、当社グループ各社の業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれ詳細に定める。
- ③ 当社グループの中期計画及び毎年度ごとの単年度予算を策定し、グループ全体及び各社の経営目標、事業計画等を定める。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の関係会社管理規程において、当社が子会社から報告を受ける事項について定め、営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期的に報告を受ける。
- ② 当社グループ各社取締役、執行役員等から構成される経営執行会を開催し、当社グループ各社の経営上重要な事項について、報告及び審議し、情報共有化と必要な対応協議を行う。

6. 監査役・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社グループ各社においては、監査役・監査等委員会がその職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合、補助使用人を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中の任命、異動、評価等については、監査役・監査等委員会の意見を尊重するものとする。
- ② 補助使用人は、その職務遂行に当たってもっぱら監査役・監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。他の業務と兼務の場合、補助使用人の業務を優先するものとする。

8. 当社グループ各社の取締役、使用人等が監査役・監査等委員会に報告するための体制その他の監査役・監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社グループ各社の取締役、使用人等は、当該所属各社及び監査役・監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 当社グループ各社の取締役、使用人等は、会社の信用の大幅な低下、会社の業績への重大な悪影響、社内規程の重大な違反、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、速やかに当該所属各社及び監査役・監査等委員会に報告する。また、上記事実の発見の報告を受けた者においても同様とする。
- ③ 当社グループ各社においては、監査役・監査等委員会が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに、関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役・監査等委員会に報告する。
- ④ 代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当業務の執行状況を報告する。
- ⑤ 当社の内部監査室は、内部監査の結果及び内部通報の状況について、定期的に当社グループ各社の監査役・監査等委員会に報告事項について報告する。
- ⑥ 当社グループ各社の監査役・監査等委員会への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

9. 監査役・監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループ各社においては、監査役・監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ各社取締役及び使用人に周知徹底する。

10. その他監査役・監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役・監査等委員会は、代表取締役、取締役、会計監査人、当社の内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を開催する。
- ② 監査役・監査等委員会が、独自の弁護士、公認会計士等の外部専門家の活用を求めた場合、当社グループ各社においては、当該監査役・監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当社グループ各社においては、監査役・監査等委員から、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求を受けたときは、当該監査役・監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その請求に応じる。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社グループ各社においては、コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備する。
- ② コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等を遵守し、反社会的勢力等との関係遮断及び不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

12. 財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制

当社グループ各社においては、財務報告の適正性及び信頼性確保のため、財務報告に係る全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、また適正かつ有効な運用及び評価を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の内部統制システムを適切に整備・運用するため、当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

取締役会の監督機能をより一層強化するため、2022年9月より監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役会を24回開催し、取締役会規程に定められた事項や経営上の重要事項の決定等を行いました。取締役の業務執行状況を報告するとともに、取締役会に上程された事項について法令、定款等への適合性を審議いたしました。

② 監査等委員会の職務の執行について

当事業年度におきましては、監査等委員会を15回開催いたしました。監査等委員会にて策定した監査計画に基づき当社グループ内各部門の業務執行状況全般にわたり監査いたしました。また、取締役会及び重要な会議に出席し、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との連携を図るため定期的に情報交換を行うとともに、資料の閲覧などにより監査・監督機能の実効性の向上を図りました。

③ リスク管理体制の強化

当事業年度におきましては、賞罰委員会を14回、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を3回開催いたしました。当社グループとして優先的に対処すべき重要リスクについての担当部署の対応状況を確認するとともに、外部機関による研修やセミナーを全従業員向けに実施いたしました。

④ 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、当社グループ内の全ての拠点及び部門における内部監査を実施いたしました。各拠点及び部門における内部統制、コンプライアンス、リスク管理の状況等について内部監査報告書を作成し、代表取締役役に報告しております。

⑤ 反社会的勢力排除について

事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力でないことの確認を行っており、反社会的勢力排除条項を確認したうえで契約を締結しております。また既に契約を締結している取引先についても定期的に信用調査を行う等の策を講じております。一般消費者との取引については、売買契約書に反社会的勢力との取引拒否を明文化しております。

暴力団排除条例の説明等、社員への教育も実施しており、反社会的勢力等との関係を遮断するようにしております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024 年 7 月 1 日 残 高	388,885	1,322,423	9,144,882	△1,051,965	9,804,226
暫定的な会計処理の確定による影響額			△4,472		△4,472
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	388,885	1,322,423	9,140,410	△1,051,965	9,799,753
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行	9,045	9,045			18,090
親会社株主に帰属する当期純利益			1,443,511		1,443,511
剰 余 金 の 配 当			△416,703		△416,703
自 己 株 式 の 取 得				△53,050	△53,050
株式給付信託による自己株式の処分				1,223	1,223
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額 (純額)					—
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	9,045	9,045	1,026,808	△51,826	993,071
2025 年 6 月 30 日 残 高	397,930	1,331,468	10,167,218	△1,103,792	10,792,825

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2024 年 7 月 1 日 残 高	23,171	1,250,740	11,078,138
暫定的な会計処理の確定による影響額			△4,472
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	23,171	1,250,740	11,073,666
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額			
新 株 の 発 行			18,090
親会社株主に帰属する当期純利益			1,443,511
剰 余 金 の 配 当			△416,703
自 己 株 式 の 取 得			△53,050
株式給付信託による自己株式の処分			1,223
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額 (純額)	23,391	114,604	137,996
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	23,391	114,604	1,131,068
2025 年 6 月 30 日 残 高	46,563	1,365,345	12,204,734

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

ウイルプラスチェッカーモータース株式会社

ウイルプラスモトーレン株式会社

ウイルプラス帝欧オート株式会社

ウイルプラスアインス株式会社

ウイルプラスエンハンス株式会社

ウイルプラスオリオン株式会社

株式会社ENG

(連結の範囲の変更)

2024年7月1日付で、Stellantisジャパン販売株式会社の全株式を取得し同日付でチェッカーモータース株式会社に商号変更し、連結子会社化したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

なお、同社は2024年9月30日付で、連結子会社であるウイルプラスチェッカーモータース株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、2024年12月3日付で、オリオン自動車販売株式会社の全株式を取得し同日付でウイルプラスオリオン株式会社に商号変更し、連結子会社化したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

なお、みなし取得日については、2024年12月31日としております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b 仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～45年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を算定しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度分を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 株式給付引当金

社員株式交付規程（内規）に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間の定額法により償却しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①車輦の販売

【輸入車ディーラー事業】

輸入車ディーラー事業については、インポーターから仕入れた新車の販売、新車販売時の下取り車や買取り車、AA市場にて仕入れた車輦を顧客に販売しております。車輦の販売については、顧客に車輦を引渡した時点で収益を認識しております。

【中古車輸出関連事業】

中古車輸出関連事業については、オートオークション等で仕入れた中古車を海外に輸出又はオートオークション市場に販売を行っております。海外販売については、船積が完了した時点で収益を認識しております。オートオークション市場での販売については、顧客との取引が成立した時点で履行義務が充足されることから、その時点において収益を認識しております。

②車輦整備

主に販売した車輦の点検・修理・整備等のアフターサービスを顧客に提供しており、サービス提供が終了した時点で収益を認識しております。

なお、車輦販売、車輦整備に付随して販売している一部の商品について、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受領した対価と仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に関する対価は、主に車輦の引き渡し時には受領しており、重大な金融要素の影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

店舗固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	8,865,041千円
無形固定資産	266,302千円
減損損失	249,229千円

当社グループは2025年6月30日現在、輸入車ディーラー事業44店舗を展開しております。当社グループの有形固定資産及び無形固定資産の残高の大半は店舗資産であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各営業店舗としております。

店舗固定資産の減損の兆候の有無に関する検討は、店舗別損益実績に本社費等の共通費の配賦計算を加味した店舗別損益情報に基づき実施しております。

営業損益が2期連続で赤字となり、業績の悪化が認められる店舗について、また、閉店や移転のため当該営業店舗から独立したキャッシュ・フローが得られないことが見込まれている場合等について、減損の兆候があると識別し、兆候に該当した営業店舗について、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。当連結会計年度におきましては、7店舗について減損損失を認識すべきであると判定されたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

また、回収可能価額については、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い金額により算定しております。使用価値は、将来キャッシュフローを割り引いて、正味売却価額は不動産鑑定評価額等を基礎として算定しております。

② 主要な仮定

上記将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された店舗別利益計画を基礎に作成された店舗の将来事業計画を基にしております。店舗の将来事業計画の主要な仮定は新車及び中古車の販売見込み台数であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社及び子会社の取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

① 取引の概要

取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて、原則として取締役等の退任時に給付されます。なお、信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間を通じ議決権を行使しないものとしております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末61,972千円、55,300株であります。

(株式給付ESOP信託)

当社は、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、2023年9月4日より、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン（以下「本制度」という。）を導入しております。

① 取引の概要

従業員への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたしました。本制度は予め定める社員株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付及び給付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末234,051千円、201,248株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保付資産及び担保付債務

担保資産

商品 2,030,566千円

担保債務

買掛金 3,326,053千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,332,460千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式並びに自己株式の種類及び総数

	期首株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	期末株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式(注) 1	10,364,060	48,240	－	10,412,300
合計	10,364,060	48,240	－	10,412,300
自己株式				
普通株式(注) 2.3	1,272,608	50,000	1,052	1,321,556
合計	1,272,608	50,000	1,052	1,321,556

- (注) 1. 普通株式の増加48,240株は新株予約権の権利行使による増加であります。
2. 自己株式の増加50,000株は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付であります。
3. 自己株式の減少1,052株は、株式給付ESOP信託による株式交付であります。

当連結会計年度末の自己株式 (普通株式) には、株式給付信託 (BBT)及び株式給付ESOP信託が保有する当社株式256,548株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年9月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	257,192千円	27.51円	2024年 6月30日	2024年 10月18日
2025年2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	159,510千円	17.00円	2024年 12月31日	2025年 3月10日

- (注) 2024年9月25日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金7,086千円が含まれております。また、2025年2月13日取締役会決議による配当金の総額には信託が保有する自社の株式に対する配当金4,375千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年8月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	262,285千円	28.06円	2025年 6月30日	2025年 9月11日

- (注) 2025年8月14日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金7,198千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。また短期的な運転資金も銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、営業債権について、各社における担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、当社で資金管理及び運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、管理部経理課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	763,362	692,298	△71,064
資産計	763,362	692,298	△71,064
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	8,434,369	8,086,845	△347,523
負債計	8,434,369	8,086,845	△347,523

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）相場価格により算定した時価

レベル2の時価 レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	692,298	—	692,298
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	8,086,845	—	8,086,845

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

商品の名称	グループ全体 販売高 (千円)	セグメント別	
		輸入車ディーラー 事業販売高 (千円)	中古車輸出 関連事業販売高 (千円)
新車	25,196,810	25,196,810	－
中古車（国内）	15,067,339	14,852,431	214,908
（海外）	13,074,072	－	13,074,072
中古車合計	28,141,411	14,852,431	13,288,980
業販	26,294,040	5,221,595	21,072,445
車輦販売高合計	79,632,262	45,270,836	34,361,425
車輦整備	8,201,040	8,201,040	－
その他	780,988	758,884	22,104
顧客との契約から生じる収益	88,614,291	54,230,761	34,383,530
外部顧客への売上高	88,614,291	54,230,761	34,383,530

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「2.会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	2,109,734	2,700,181
契約負債		
前受金	1,565,924	1,869,309

- (注) 1. 契約負債(前受金)は主に車輦販売に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 契約負債の増減は、前受金の受取り（増加）と収益認識（減少）により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価のなかに、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

1,187円23銭

1 株当たり当期純利益

158円43銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は257,282株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末残高は256,548株であります。

(企業結合等に関する注記)

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2023年12月28日に行われた株式会社ネクステージからの事業譲受について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行ってりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、暫定的に算定された負ののれん発生益の金額16,405千円は、会計処理の確定により7,566千円減少し、8,838千円となりました。負ののれんの発生益の減少は、建物及び構築物が134,939千円減少、無形固定資産のその他が123,109千円増加、投資その他の資産が4,263千円増加したことによるものであります。

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2024年5月13日(みなし取得日 2024年6月30日)に行われた株式会社ENGとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行ってりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、暫定的に算定された負ののれん発生益の金額86,133千円に変更はありません。

(取得による企業結合)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、Stellantisジャパン販売株式会社の発行済株式の100%を取得し、子会社化するため株主との間で「株式譲渡契約」を締結することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、2024年7月1日付で同社の全株式を取得し、子会社化いたしました。また、同日付でチェッカーモータース株式会社に商号変更を実施しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Stellantisジャパン販売株式会社

被取得事業の内容 自動車、自動車用品・部品等の販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループでは、「輸入車のある生活を提案し、より多くの皆様と豊かさ・楽しさ・喜びを分かち合い、関わる全ての人々を温かい笑顔に変えていく挑戦を続ける」ことをミッションとして掲げ、中長期成長戦略の柱として位置付けているM&Aによる事業の拡大を目指しております。

当社の連結子会社であるウイルプラスチェッカーモータース株式会社は、Stellantisブランドの日本における正規ディーラーとして、TOPシェアを維持し続けてまいりました。長年の貢献と信頼関係が評価され、当社がStellantisジャパン販売株式会社の株式を取得することになりました。

今回の株式取得により、当社取り扱いブランドに、新たにプジョー、シトロエン、DSブランドが加わり、Stellantisグループ傘下の乗用車における「全てのブランド」を取り扱うこととなります。これにより、当社グループの取扱いブランドは17ブランドに拡大し、また、東京エリアにおける販売基盤の強化が図れます。

今般のStellantisジャパン販売株式会社の子会社化によって、当社M&A戦略の狙いである「東京エリアにおけるドミナント化」、「新ブランド獲得による販売商品の拡大（マルチブランド戦略）」を実現することが可能になり、両社の経営資源や販売ノウハウを共有し、両社のビジネスの更なる発展に繋げてまいります。

(3) 企業結合日

2024年7月1日（株式取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

チェッカーモータース株式会社（2024年7月1日商号変更）

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年7月1日から2025年6月30日

3. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	397,653千円
取得原価		397,653千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等： 18,678千円

5. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

304,921千円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,382,910	千円
固定資産	440,830	千円
資産合計	1,823,740	千円
流動負債	1,085,368	千円
固定負債	35,797	千円
負債合計	1,121,165	千円

(共通支配下の取引等)

(連結子会社間の吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称：ウイルプラスチェッカーモータース株式会社

事業の内容：輸入車ディーラー事業

被結合企業の名称：チェッカーモータース株式会社

事業の内容：輸入車ディーラー事業

(2) 企業結合日

2024年9月30日

(3) 企業結合の法的形式

ウイルプラスチェッカーモータース株式会社を存続会社とし、チェッカーモータース株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 企業結合後の名称

ウイルプラスチェッカーモータース株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループの組織再編及び経営効率化を図ることを目的として、両社の経営資源や経験を共有し、ビジネスの更なる発展を目指してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

（取得による企業結合）

当社は、2024年10月16日開催の取締役会において、オリオン自動車販売株式会社の発行済株式の100%を取得し、子会社化するため株主との間で「株式譲渡契約」を締結することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、2024年12月3日付で同社の全株式を取得し、子会社化いたしました。また同日付でウイルプラスオリオン株式会社に商号変更を実施しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 オリオン自動車販売株式会社

被取得事業の内容 自動車、自動車用品・部品等の販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループでは、「輸入車のある生活を提案し、より多くの皆様と豊かさ・楽しさ・喜びを分かち合い、関わる全ての人々を温かい笑顔に変えていく挑戦を続ける」ことをミッションとして掲げ、中長期成長戦略の柱として位置付けているM&Aによる事業の拡大を目指しております。

当該案件は、ボルボ・カー・ジャパン株式会社が推進するネットワーク戦略に基づくものであります。当社の連結子会社であるウイルプラス帝欧オート株式会社（以下、「帝欧オート」という。）は、ボルボブランドの日本における正規ディーラーとして、九州での高いシェアを維持し続けてまいりました。長年の貢献と信頼関係が評価されたことで、当社がオリオン自動車販売株式会社の株式を取得することになりました。

2023年12月28日付で帝欧オートが「ボルボ・カー福岡東」「ボルボ・カー大分」を事業譲受により営業を開始しており、今後新たに「ボルボ・カー鹿児島」「ボルボ・カー長崎」を取得することで、九州エリアのボルボ事業におけるシェアの拡大が可能になります。また、当社M&A戦略の狙いである「ドミナント化」の加速により、ボルボブランドのみならず九州エリアにおける当社グループ全体の販売網及び基盤の強化にも繋げることが出来ます。両社の経営資源や販売ノウハウを共有し、両社のビジネスの更なる発展を目指してまいります。

- (3) 企業結合日
2024年12月3日（株式取得日）
2024年12月31日（みなし取得日）
- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- (5) 結合後企業の名称
ウイルプラスオリオン株式会社（2024年12月3日商号変更）
- (6) 取得する議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2025年1月1日から2025年6月30日

3. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 131,015千円 |
| 取得原価 | | 131,015千円 |

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザーに対する報酬・手数料等： 17,563千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生した負ののれん発生益の金額
3,339千円

なお、当連結会計年度において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

- (2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	258,992	千円
固定資産	408,475	千円
資産合計	667,467	千円
流動負債	310,191	千円
固定負債	222,921	千円
負債合計	533,112	千円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越 利益剰余金			
2024年7月1日残高	388,885	318,885	1,003,538	1,322,423	△101,148	△101,148	△1,051,965	558,195
事業年度中の変動額								
新株の発行	9,045	9,045		9,045				18,090
剰余金の配当					△416,703	△416,703		△416,703
当期純利益					4,278,570	4,278,570		4,278,570
自己株式の取得							△53,050	△53,050
株式給付信託による 自己株式の処分							1,223	1,223
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								－
事業年度中の変動額合計	9,045	9,045	－	9,045	3,861,866	3,861,866	△51,826	3,828,130
2025年6月30日残高	397,930	327,930	1,003,538	1,331,468	3,760,718	3,760,718	△1,103,792	4,386,325

	新株予約権	純資産合計
2024年7月1日残高	23,171	581,367
事業年度中の変動額		
新株の発行		18,090
剰余金の配当		△416,703
当期純利益		4,278,570
自己株式の取得		△53,050
株式給付信託による 自己株式の処分		1,223
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	23,391	23,391
事業年度中の変動額合計	23,391	3,851,522
2025年6月30日残高	46,563	4,432,889

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
----	-------

工具、器具及び備品	4～10年
-----------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担分を計上しております。

(2) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 株式給付引当金

社員株式交付規程（内規）に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約による当社の収益は、子会社からの経営指導料などの業務受託料及び受取配当金であります。業務受託料においては、子会社との契約に基づき受託した業務を提供することが当社の履行義務であり、業務提供時点で収益を認識しております。なお、当該履行義務に対する対価は1ヶ月後には受領しており、重大な金融要素の影響はありません。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(追加情報)

連結注記表の「追加情報（業績連動型株式報酬制度）及び（株式給付ESOP信託）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	35,125千円
2. 債務保証	
債務保証額	3,352,876千円
関係会社の仕入債務に対する保証	
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	624,246千円
短期金銭債務	32,506千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
事務受託収入	1,211,507千円
受取配当金	4,200,000千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	68,804千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式	株	株	株	株
普通株式(注)	1,272,608	50,000	1,052	1,321,556
合計	1,272,608	50,000	1,052	1,321,556

(注) 当事業年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）並びに株式給付信託（ESOP）が保有する当社株式256,548株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員株式給付引当金	25,355 千円
株式給付引当金	24,151 千円
子会社株式	11,311 千円
資産除去債務	7,433 千円
未払労働保険料	4,833 千円
その他	9,721 千円
繰延税金資産合計	82,806 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する費用	△6,019 千円
繰延税金負債合計	△6,019 千円
繰延税金資産純額	76,786 千円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社	ウイルプラスチェッカーモータース(株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	450,862	未収入金	42,017
			社員の出向	出向料の受取(注3)	1,499,131	未収入金	176,405
			資金の援助	資金の貸付(注4)	3,600,000	関係会社 短期貸付金	2,200,000
				貸付金の回収(注4)	2,100,000		
			役員の兼務	利息の受取(注4)	10,887	前受収益	3,936
				債務保証(注5)	1,836,520	—	—
				配当金の受取	2,800,000	—	—
連結子会社	ウイルプラスモトーレン(株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	307,230	未収入金	29,040
			社員の出向	出向料の受取(注3)	962,171	未収入金	116,338
			資金の援助	資金の貸付(注4)	3,100,000	関係会社 短期貸付金	3,000,000
				貸付金の回収(注4)	400,000	—	—
			役員の兼務	利息の受取(注4)	10,724	前受収益	2,293
				債務保証(注5)	713,251	—	—
				配当金の受取	1,400,000	—	—
連結子会社	ウイルプラス帝欧オート(株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	162,772	未収入金	14,565
			社員の出向	出向料の受取(注3)	505,526	未収入金	57,803
			資金の援助	貸付金の回収(注4)	300,000	関係会社 短期貸付金	2,100,000
			役員の兼務	利息の受取(注4)	12,711	前受収益	1,605
				債務保証(注5)	287,944	—	—

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結 子会社	ウイルプラス アインス (株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	60,312	未収入金	4,401
			社員の出向	出向料の受取(注3)	199,269	未収入金	23,745
			資金の援助	貸付金の回収(注4)	200,000	関係会社 短期貸付金	1,100,000
			役員の兼務	利息の受取(注4)	6,875	前受収益	840
				債務保証(注5)	26,823	—	—
				車輛リース	2,150	—	—
連結 子会社	ウイルプラス エンハンス (株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	145,254	未収入金	5,711
			社員の出向	出向料の受取(注3)	522,718	未収入金	67,229
			資金の援助	資金の貸付(注4)	3,300,000	関係会社 短期貸付金	3,600,000
				貸付金の回収(注4)	600,000	—	—
			役員の兼務	利息の受取(注4)	10,263	前受収益	2,751
				債務保証(注5)	422,693	—	—
連結 子会社	ウイルプラス オリオン (株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	24,255	未収入金	4,950
			社員の出向	出向料の受取(注3)	80,981	未収入金	16,670
			資金の援助	資金の貸付(注4)	600,000	関係会社 短期貸付金	600,000
			役員の兼務	利息の受取(注4)	622	前受収益	458
				債務保証(注5)	65,644	—	—
連結 子会社	(株)ENG	51.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	60,820	未収入金	14,743
			社員の出向	出向料の受取(注3)	246,615	未収入金	26,324
			資金の援助	資金の貸付(注4)	1,950,000	関係会社 短期貸付金	2,650,000
				貸付金の回収(注4)	1,600,000	—	—
			役員の兼務	利息の受取(注4)	16,718	前受収益	2,025

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。
2. 事務受託の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費に一定の利益を加えた価格を基準として決定しております。
3. 連結子会社から当社への出向料は出向者に係る人件費相当額を基礎として決定しております。
4. 資金の貸付・借入の金利については市場金利を勘案して決定しております。
5. 仕入債務に対する保証債務であり、債務保証の期末残高を記載しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

482円50銭

1 株当たり当期純利益

469円60銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は257,282株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末残高は256,548株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。